

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月30日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)……………一
- 山口県有林監守員規則を廃止する規則(森林整備課)……………一
- 告示
保安林の指定(森林整備課)……………二
- 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)……………四
- 山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………四
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課)……………五
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………五
- 公告
山口県保健医療計画の決定(医療政策課)……………五
- 教委規則
山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………六
- 企業管理規程
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………六
- 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………六
- 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………六
- 山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程……………七



山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十七号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の表八の項中「建築確認済証明」を「建築確認台帳記載事項証明」に改め、別表第一の八の表中磁気カード対応機器(高速運転体験装置を除く。)の項を削り、高速運転体験装置の項を次のように改める。

特殊自転車	百円	三十分間を一回として計算する。
-------	----	-----------------

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県有林監守員規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十八号

山口県有林監守員規則を廃止する規則

山口県有林監守員規則(昭和三十九年山口県規則第七十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

美祢市美東町大田字正ノ田三九九の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

長門市油谷新別名字岳ノ下四八二、一〇七五四から一〇七五六まで、字下柿ノ木四九三、一〇六〇二の一、一〇六〇二の二、一〇六九八の一、字花勝負五八三の一、一〇六〇九から一〇六一一まで、字河内五九三の三、字柿ノ木一〇六九六の一、一〇六九六の五、一〇六九六の七、一〇六九六の一〇、一〇六九六の二〇、一〇六九六の二一、字上柿ノ木一〇七五九

美祢市秋芳町青景字台山一の一、一の六五、一の一一九、一の一二二、一の一三三、字石ヶ森八の二、八の一、八の二三から八の一六まで、九、一〇、字三ノ谷二五、二六、三六、三七、三八の一、三九、一五八七、一五八九、字馬出シ平五五の

一、五五の二、五五の五から五五の八まで、五五の一〇
二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

下関市西部加入区

山口県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道

路線名 西岐波吉見線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
宇部市今村南二丁目三四四三の一地先から 同市今村北三丁目一四六二の三地先 まで 及び 宇部市大字西岐波字山村二七六八の 一地从先から 同市今村北三丁目一四六二の三地先 まで 宇部市大字西岐波字山村二七六八の 一地从先から 同市今村北三丁目一四六二の三地先 まで	新	最狭 六二・八〇	最狭 五九・〇六	八七三・五	起点の変更による。
	旧	最狭 六七・八〇	最狭 九一八・五	八七三・五	ダブルウェイ

道路の種類 県道
路線名 宇部美祿線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
宇部市大字吉見字東山下三六一の一 地先から 同市 同大字字出合一七二の一地从 先まで	新	最狭 四一・〇〇	最狭 四一・〇〇	二七六・七	
	旧	最狭 八一・〇〇 及 八六・〇〇 及 八七・〇〇	最狭 四三・三〇	二七七・九 及 二七六・七	ダブルウェイ

山口県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市
計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十三年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、上野中町、野原一丁目、野原二丁目、恩田町一丁目、恩田町二丁目、恩田町三丁目、恩田町四丁目、恩田町五丁目、五十目山町、笹山町一丁目、笹山町二丁目、末広町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、八王子町、東梶返一丁目、東梶返二丁目、東梶返三丁目、東梶返四丁目、大小路一丁目、大小路二丁目、大小路三丁目、沼二丁目、沼三丁目、海南町、西梶返一丁目、西梶返二丁目、西梶返三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、常藤町、東新川町、芝中町、東芝中町、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、錦町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、幸町、東見初町、港町一丁目、港町二丁目、川添一丁目、川添二丁目、川添三丁目、琴崎町、中尾一丁目、中尾二丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、宮地町、北琴芝一丁目、北琴芝二丁目、東琴芝一丁目、東琴芝二丁目、西琴芝一丁目、西琴芝二丁目、琴芝町一丁目、琴芝町二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、朝日町、松島町、相生町、新町、若松町、上町一丁目、上町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、小松原町一丁目、小松原町二丁目、鶴の島町、西本町一丁目、西本町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、助田町、鍋倉町、文京町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、風呂ヶ追町、開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目、あすとびあ一丁目、あすとびあ二丁目、あすとびあ三丁目、あすとびあ四丁目、あすとびあ五丁目、あすとびあ六丁目、あすとびあ七丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、山門一丁目、山門二丁目、山門三丁目、山門四丁目、山門五丁目、寺の前町、南小串一丁目、南小串二丁目、西小串一丁目、西小串二丁目、島一丁目、島二丁目、島三丁目、下条一丁目、下条二丁目

目、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、北条一丁目、北条二丁目、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、松崎町、岩鼻町、床波一丁目、床波二丁目、床波三丁目、床波四丁目、床波五丁目、床波六丁目、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南三丁目、今村北一丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、今村北四丁目、今村北五丁目、東小串一丁目、東小串二丁目、西宇部南一丁目、西宇部南二丁目、西宇部南三丁目、西宇部南四丁目、西宇部北一丁目、西宇部北二丁目、西宇部北三丁目、西宇部北四丁目、西宇部北五丁目、西宇部北六丁目、西宇部北七丁目、厚南北一丁目、厚南北二丁目、厚南北三丁目、厚南北四丁目、厚南北五丁目、西小串三丁目、西小串四丁目、西小串五丁目、西小串六丁目、厚南中央一丁目、厚南中央二丁目、厚南中央三丁目、厚南中央四丁目、厚南中央五丁目、厚南中央六丁目、黒石北一丁目、黒石北二丁目、黒石北三丁目、黒石北四丁目、黒石北五丁目、大字西岐波、大字沖宇部、大字川上、大字上宇部、大字中宇部、大字小串、大字中山、大字沖ノ且、大字藤曲、大字広瀬、大字際波、大字中野開作、大字妻崎開作、大字東須恵、大字東万倉及び大字船木

山口県告示第百三十八号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月二日から施行する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表株式会社西京銀行の項中「県債を除く。」の下に「次項第一号及び」を加え、同表山口県信用農業協同組合連合会の項取扱事務の範囲の欄を次のように改める。

一 公金の収納事務

三の表株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行の項を次のように改める。

株式会社三菱東京UFJ銀行	丸の内二丁目七番一号	〃	公金の収納事務（県外に所在する店舗にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限
---------------	------------	---	---

株式会社三井住友銀行	丸の内二丁目一番二番	〃	る。
------------	------------	---	----

三の表株式会社福岡銀行の項を次のように改める。

株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目一三番一号	〃	〃
----------	------------------	---	---

三の表株式会社西日本シティ銀行の項を次のように改める。

株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号	国内に所在する店舗	公金の収納事務（県外に所在する店舗にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限る。）
--------------	-------------------	-----------	--

三の表株式会社北九州銀行の項中「国内に所在する店舗」を「〃」に改め、同表中国労働金庫の項を次のように改める。

中国労働金庫	広島市南区稲荷町一番一四号	国内に所在する店舗及び柳井代理店	公金の収納事務（県外に所在する店舗にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限る。）
--------	---------------	------------------	--

三の表山口大島農業協同組合の項中「〃」を「公金の収納事務」に改める。

山口県告示第百三十九号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「〃」を削り、「山口

「山口県農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改め、	防府市駅南町一三番四〇号	〃	〃
「山口県下関水産振興局」	下関市大和町一丁目一六番一	〃	〃
「山口県下関水産振興局」	下関市大和町一丁目一六番一	〃	〃
「山口県下関水産振興局」	下関市大和町一丁目一六番一	〃	〃
防府土木建築事務所	防府市駅南町一三番四〇号	〃	〃

山口県告示第四百十号

山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

住 所	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき所	所 在 地	売りさばき人の指定取消年月日
萩市大字江向四三二の二	萩市農業協同組合	萩市農業協同組合三見支所	萩市三見三三五一の四	平成三〇、三、三〇

山口県告示第四百一十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

萩市農業協同組合	三〇〇二	四	萩市農業協同組合三見支所	一〇四	三見三三五	昭和四〇、一
一般社団法人山口県自動車協会	山口市葵一丁目五番五八号		一般社団法人山口県自動車協会防府支部	防府市寿町四番一七号		平成二二、〇
一般社団法人山口県自動車協会	山口市葵一丁目五番五八号		一般社団法人山口県自動車協会防府支部	防府市寿町四番一七号		平成二二、〇

に改め

山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる」を削り、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県教育委員会



(五五) 山口県保健医療計画の決定

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を定めました。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 計画の内容

縦覧に供する山口県保健医療計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県健康福祉部医療政策課及び各保健所

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
別表四の項長府才川町一九号線に関する部分の次に次のように加える。

長府扇町一号线	下関市長府才川二丁目四八九の八地先から同市長府扇町五の三地先まで
長府扇町五号线	下関市長府扇町五の二七地先から同町五の八二地先まで

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び局長」を削り、同条第三項中「局に」の下に「局長、」を加える。

附則
この管理規程は、平成三十年三月三十日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

1 山口県企業局 事務	を	2 山口県企業局 事務	に改める。
-------------------	---	-------------------	-------

附則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十一項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

附則

この管理規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山口県公営企業管理者 小 松 一 彦

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員証取扱規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「とき」の下に「(婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等(別に定めるものを除く。))に使用することについて、別に定めるところにより、総務課長の確認を受けた場合を除く。)」を加える。

附 則

この管理規程は、平成三十年三月三十日から施行する。

平成三十年三月三十日
印刷發行

發行人所

山口県知事